

【 お 知 ら せ 】

○入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

	区分	1 食あたり負担額(令和7年4月から)	
1	一般加入者	490円 ⇒ <u>510円</u> * 指定難病の方 280円 ⇒ <u>300円</u>	
2	住民税非課税世帯 (70歳以上低所得Ⅱ、70歳未満限度額適用認定証持)	90日までの入院	230円 ⇒ <u>240円</u>
		90日を超える入院 ※1 申請のうえ認定証の提示必要	180円 ⇒ <u>190円</u>
3	住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準に満たない 70歳以上の人(低所得Ⅰ)	110円 (変更なし) (療養病棟では医療区分により140円)	

*全医療機関共通の負担額変更となります

※1 住民税非課税世帯の方で、入院日数が90日を超えた場合、お住まいの役所で申請をして認定を受けると負担額を抑えることができます。

原則、申請した翌月からの該当となります。認定証の交付後、すみやかに窓口にご提示をお願いいたします。

(90日を超える入院とは、『健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けている方が、過去1年以内に入院した日数の合算です。「長期認定」は、90日超えの時点で申請が必要です。)

*ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお声がけください。